

## 環境影響評価制度の対象事業の拡大及び環境調査の強化について

仙台港において石炭火力発電所の立地が相次いでいる状況を踏まえ、杜の都の良好な環境を保全するとともに、市民の安全で快適な生活を確保するため、以下の取り組みにより、石炭火力発電所への環境保全対策を強化する。

### 1 環境影響評価の規模要件の撤廃

- ・石炭を燃料として使用する（他の燃料種との混焼を含む）火力発電所については、規模の大小を問わず、全て環境アセスメントの対象とし、可能な限り環境負荷を低減すべきとの環境影響評価審査会からの意見を踏まえ、必要な対応を行う。
- ・「仙台市環境影響評価条例施行規則」を改正し、出力 3 万 kW 以上を対象としている火力発電所のうち、石炭を燃料として使用する（他の燃料種との混焼を含む）ものについては、規模要件を撤廃し、全てを環境影響評価制度の対象とする。
- ・平成 29 年 5 月 1 日公布、即日施行

### 2 仙台港周辺での環境調査の強化

#### (1) 調査内容等

- ①仙台港周辺の大気測定局における PM2.5 の測定について、中野局、七郷局、岩切局に加え、福室局で測定を開始（24 時間連続測定） ※4 月 1 日より実施済み
- ②蒲生干潟の近辺において、PM2.5 や水銀等の大気調査を新たに実施（年 4 回）
- ③海域での水質調査のうち、水銀等の有害物質について、これまでの仙台港周辺の 2 地点に加え、湾内と蒲生干潟への影響が把握できる 2 地点を追加（年 4 回）

#### (2) 公表等

上記①の結果については、4 月 1 日より本市ホームページ及び区役所・総合支所に設置している「大気環境情報ディスプレイ」で公表している。

- ②及び③については、結果が出次第、速やかに本市ホームページで公表する。

(参考) 調査地点図



出典：国土地理院ウェブサイト (<http://maps.gsi.go.jp/>)：地理院タイルを加工して作成

◆：①大気測定局

■：②大気調査地点

●：③水質調査の項目追加地点

( ○：既存の有害物質調査地点)